

三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (朱書きは修正箇所)

三条市国民健康保険税条例(平成 17 年三条市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 6.01」を「~~100 分の 6.85~~」に改める。

第 4 条中「1 万 9,500 円」を「~~2 万 1,400 円~~」に改める。

第 5 条第 1 号中「1 万 7,500 円」を「~~1 万 8,250 円~~」に改め、同条第 2 号中「8,750 円」を「~~9,125 円~~」に改める。

第 5 条の 2 中「100 分の 2.09」を「100 分の 2.23」に改める。

第 5 条の 3 中「6,400 円」を「7,100 円」に改める。

第 5 条の 4 第 1 号中「5,600 円」を「6,950 円」に改め、同条第 2 号中「2,800 円」を「3,475 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 1.66」を「100 分の 1.99」に改める。

第 7 条中「1 万 1,900 円」を「1 万 2,900 円」に改める。

第 21 条第 1 号ア中「13,650 円」を「~~14,980 円~~」に改め、同号イ(ア)中「12,250 円」を「~~12,775 円~~」に改め、同号イ(イ)中「6,125 円」を「~~6,388 円~~」に改め、同号ウ中「4,480 円」を「4,970 円」に改め、同号エ(ア)中「3,920 円」を「4,865 円」に改め、同号エ(イ)中「1,960 円」を「2,433 円」に改め、同号オ中「8,330 円」を「9,030 円」に改め、同条第 2 号ア中「9,750 円」を「~~10,700 円~~」に改め、同号イ(ア)中「8,750 円」を「~~9,125 円~~」に改め、同号イ(イ)中「4,375 円」を「~~4,563 円~~」に改め、同号ウ中「3,200 円」を「3,550 円」に改め、同号エ(ア)中「2,800 円」を「3,475 円」に改め、同号エ(イ)「1,400 円」を「1,738 円」に改め、同号オ中「5,950 円」を「6,450 円」に改め、同条第 3 号ア中「3,900 円」を「~~4,280 円~~」に改め、同号イ(ア)中「3,500 円」を「~~3,650 円~~」に改め、同号イ(イ)中「1,750 円」を「~~1,825 円~~」に改め、同号ウ中「1,280 円」を「1,420 円」に改め、同号エ(ア)中「1,120 円」を「1,390 円」に改め、同号エ(イ)「560 円」を「695 円」に改め、同号オ中「2,380 円」を「2,580 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三条市国民健康保険税条例の規定は、平成 23 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 22 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。